

薬 第 1616-4 号

平成 28 年 12 月 21 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成28年12月21日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2—(4—エトキシ—3, 5—ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類

【通称名】 E s c a l i n e

- (2) N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) —N—フェニルフラン—2—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】 F u r a n y l f e n t a n y l、F u—F

- (3) メチル=2—[1—(シクロヘキシルメチル) —1H—インドール—3—カルボキサミド] —3—メチルブタノアート及びその塩類

【通称名】 AMB—CHM I C A、MMB—CHM I C A

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 28 年 12 月 22 日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701